

## 海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針について

令和2年3月16日  
学 長 決 定

海外での事件・事故、テロ、自然災害、感染症等の危機発生時においては、外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）に基づき、学生及び教職員の海外渡航（出張・留学等）について、次の措置をとるものとする。

### 1 外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報（4つのカテゴリー）に基づく措置

#### （1）レベル1：十分注意してください

学生及び教職員は、外務省が発出する海外安全情報を十分理解し、渡航先の安全を確認したうえで、しかるべき安全管理（所属組織との滞在中の連絡手段確保、定期的な所属組織への連絡、現地パートナー機関を含めた緊急時の体制構築等）をとりうると判断できる場合に、細心の注意を払って渡航・滞在するものとする。

#### （2）レベル2：不要不急の渡航は止めてください

教職員は、不要不急の渡航は取り止め、渡航計画の見直しを行う。業務の都合などにより、やむを得ず渡航が必要な場合は、現地パートナー機関や在外公館と連絡調整のうえ、安全確保の措置を確認するとともに、目的外の行動は行わないなどの対応をとる。また、所属組織との滞在中の連絡手段を確保のうえ、定期的に所属組織に連絡する。

##### 学生の派遣・渡航は取り止める。

ただし、学生については、外務省が発出する感染症危険情報がレベル2の時は、十分な安全対策の確保が可能であることが確認でき、渡航はやむを得ないと判断できる場合、所属組織の長及び学生部長と事前に協議の上、渡航を認める。

##### 当該国・地域に滞在している学生・教職員は、原則、滞在を中止し、帰国する。

（滞在を中止しない例：業務の都合などによりやむを得ず滞在が必要な教員、母国等に滞在している留学生、帰国のための当該国・地域内での移動に危険を伴うことが予想されたり移動が制限されたりする場合等）

#### （3）レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）

##### 学生及び教職員の派遣・渡航は取り止める。

当該国・地域に滞在している学生及び教職員は、滞在を中止し、帰国または滞在地から安全な国・地域に退避する。

ただし、教職員については、外務省が発出する感染症危険情報がレベル3の時は、十分な安全対策の確保が可能であることが確認でき、渡航はやむを得ないと判断できる場合、所属組織の長及び学長と事前に協議の上、渡航を認める。

#### (4) レベル4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）

学生及び教職員の派遣・渡航は、目的のいかんにかかわらず、取り止める。

当該国・地域に滞在している学生及び教職員は、滞在を中止し、帰国または滞在地から安全な国・地域に退避する。

## 2 特例措置について

国内外において新型コロナウイルス感染症への対応策の蓄積やワクチン接種が進捗しつつあることを踏まえ、また、留学の教育効果と渡航時のリスクを総合的に考慮し、本学が国際交流協定を締結している海外大学等との間で実施する交換留学派遣等については、以下に定める特例措置の適用条件を満たせば、1の措置にかかわらず、特例措置として交換留学を認める。

なお、渡航に当たっては、派遣先国ごとに留学環境を確認し安全確保に万全を期すとともに、ワクチン接種の状況により、まずはオンラインで交換留学を開始し、ワクチン接種が済み、その他の条件も整えば渡航することも想定する。また、ワクチン接種を望まない学生が不利にならないよう、オンラインでの代替や留学時期の延期等により配慮する。

### 特例措置適用の条件

#### <前提条件>

- ①本人に強い留学希望があり、また、保証人や交換留学担当教員の同意があること。
- ②平時の留学環境ではないことを認識し、渡航後に何らかのトラブルが発生した場合に対応できる語学力があることを証明できること。
- ③学生が主体となり、保証人や交換留学担当教員の助けも借りながら、学生自身が留学環境を整えることができること。

#### <個別条件>

- ④平時の交換留学よりもリスクが高いことを理解して、すべての責任を学生・保証人が負うことを誓約してもらう書類を提出すること（交換留学誓約書とは別に）。
- ⑤外務省の危険情報（治安情勢等）のレベルが1以下であること。
- ⑥渡航先の国が日本からの入国を認め、渡航に必要な学生ビザを発給していること。
- ⑦留学先の所在する国・地域の感染状況が収束傾向にあること。
- ⑧派遣先大学から渡航して留学することについて許可が下りている（または、下りる見込みである）こと。
- ⑨渡航先の大学等において、感染予防対策や感染した場合の支援体制が十分に整っていること。
- ⑩日本出発前に2回の新型コロナウイルスワクチン接種が可能であること。
- ⑪万が一、コロナに罹患した場合に適用される保険に加入していること。

## 3 1の「4つのカテゴリー」に基づかない措置

外務省の危険情報・感染症危険情報の4つのカテゴリーは目安であり、各情報の本文に記載されている治安情勢等や安全対策等を勘案したうえで、次の措置をとるものとする。

(1) 現地の情勢悪化等があれば、派遣者・滞在者の安全を優先し、現地状況等を確認のうえ、レベルに関わらず渡航・滞在中止を判断する。

(2) 感染症危険情報については、上記4つのカテゴリーの表現に収まらない感染症特有の注意事項が状況に応じて付記されることがあるので、4つのカテゴリー以外で注意事項が発出された場合は、本指針に照らして判断する。

(3) レベル3以上の場合でも、留学生が母国等に渡航・滞在する場合は、所属組織の長及び学長と事前に協議したうえで渡航・滞在を認めることができる。

#### 4 その他

(1) 学生が海外渡航するときは、事前に学生室に「海外渡航届出書」をメールで提出すること（外国人留学生の一時帰国等も含む）。また、日本へ戻ったときは、1週間以内に「帰国報告書」をメールで提出すること。

(2) 私事渡航についても、この方針に準じて渡航等の判断を行うこと。

##### 附 記

この学長決定は、令和2年3月16日から実施する。

##### 附 記

この学長決定は、令和3年6月28日から実施する。

##### 附 記

この学長決定は、令和4年6月7日から実施する。